各都道府県中小企業支援担当部長 各都道府県労働政策担当部長

内閣官房 日本成長戦略本部事務局 内閣参事官 総務省 自治行政局 行政課長 厚生労働省 労働基準局 賃金課長 経済産業省 中小企業庁 企画課長

重点支援地方交付金を活用した中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備のお願い

日頃より中小企業政策、労働政策の推進に御理解・御協力をいただき、ありがとうご ざいます。

また、各地方公共団体におかれましては、地域の実情に応じた中小企業支援策を講じていただいており、重ねて御礼申し上げます。

本日閣議決定された「『強い経済』を実現する総合経済対策 ~日本と日本人の底力で不安を希望に変える~」において、地域の実情に応じて、困難な状況にある事業者をしっかり支えるとの観点から、重点支援地方交付金を拡充し、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の生産性向上等を図るための特別な対応を含め、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押しするなど、中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備に向けた取組を強化していくこととされました。

これを踏まえ、各地方公共団体におかれましては、地域経済の担い手である中小企業の持続的成長を確保するため、重点的・効果的な賃上げ支援策を講じることを御検討いただきますようお願いします。重点支援地方交付金の拡充については、今後、令和7年度補正予算案が編成され、その後、国会において審議される見込みです。現時点では予算成立前の準備行為としての依頼になりますが、年末・年度末にかけて賃金改定を予定する企業が多いことから、できるだけ早期の事業化をお願いします。

また、一部地方公共団体で既に講じられた賃上げ支援の事例をまとめましたので、御 参照いただければ幸いです。 各都道府県におかれましては、関係部局及び都道府県内の各市区町村に対しても、この旨を周知いただき、あわせて、事業を実施する際には、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくよう、よろしくお願いします。

なお、別添3のとおり、総務省から各都道府県担当部局に対して、物価上昇を踏まえた地方公共団体の発注における価格転嫁の徹底及び重点支援地方交付金の活用を検討するよう依頼がなされています。貴職におかれましては、効果的な施策が講じられるよう、担当部局と連携して対応いただきますようお願いします。

今後、本交付金を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく 予定ですので、その際は御協力のほどお願い申し上げます。

【参考】「強い経済」を実現する総合経済対策 ~日本と日本人の底力で不安を希望に変える~(抜粋)

第2章 「強い日本経済実現」に向けた具体的施策

第1節 生活の安全保障・物価高への対応

- 1. 足元の物価高への対応
- (1) 地域のニーズに応じたきめ細かい物価高対応

「重点支援地方交付金」では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、推奨事業メニューとして、

- ・ 生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品 券や地域で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やLP ガス・灯油使用世帯への給付等の支援を、
- ・ 事業者については、特別高圧やLPガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高に対する支援を、

それぞれ示してきている。(略)事業者支援分については中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備のメニューを追加するなど、「重点支援地方交付金」の更なる十分な追加を行う。

3. 中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備

(1) 賃上げ環境の整備

2025 年度の改定により、最低賃金は、全国加重平均で 1,121 円、引上げ幅 66 円となり、過去最高額となった。

適切な価格転嫁と生産性向上支援等によって、最低賃金の引上げを可能とする環境整備を進めていく。「重点支援地方交付金」を拡充し、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の生産性向上等を図るための特別な対応を含め、地方公共団体による、賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押しする。

中小企業・小規模事業者の業務改善・設備投資に対する支援を強化するととも に、企業の継続的な賃上げを後押しする賃上げ促進税制の活用を通じて、賃上げ モメンタムの維持、向上を図る。

「重点支援地方交付金」を拡充し、賃上げ促進税制を活用できない中小企業・ 小規模事業者、さらには農林水産業などを支援する推奨事業メニューを設け、地 域の実情に合った的確な支援を行う。

賃上げの裾野を正社員以外にも広げる観点から、非正規雇用労働者の処遇改善等を行う事業者を支援するキャリアアップ助成金の活用を促進する。

今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、 地域間格差の是正を図る。2026年の春季労使交渉に向けた、政労使の意見交換 を行う。

【添付資料】

- (別添1) 令和7年11月21日付け内閣府地方創生推進室事務連絡抜粋
- (別添2) 重点支援地方交付金を活用した賃上げ支援事例
- (別添3) 物価上昇を踏まえた地方公共団体の発注における価格転嫁の徹底及び 重点支援地方交付金の活用について(通知)

【照会先】

内閣官房 日本成長戦略本部事務局

電話:03-5253-2111

総務省 自治行政局 行政課

電話:03-5253-5510

厚生労働省 労働基準局 賃金課

電話:03-5253-1111 (内線:5414、5373)

中小企業庁 事業環境部 企画課 / 経営支援部 経営支援課

電話:03-3501-1511 (内線:5231 (企画課)、5331 (経営支援課))

別添1

事 務 連 絡 令和7年11月21日

各都道府県 財政担当課 市町村担当課 御中 地方創生担当課

内閣府地方創生推進室

「重点支援地方交付金」の拡充について

本日閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策~日本と日本人の底力で不安を希望に変える~」(以下「経済対策」という。)において、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(以下「重点支援地方交付金」という。)について、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれたところです。

また、本日、高市内閣総理大臣による会見において、重点支援地方交付金の<u>予算規模を2</u> <u>兆円</u>とすること、重点支援地方交付金を活用した物価高対策の早期執行に向けた準備を地方 公共団体に進めていただきたい旨発言があったところです。

つきましては、都道府県及び市区町村におかれましては、今般の経済対策において対策の 早期執行が挙げられた趣旨を踏まえ、重点支援地方交付金を活用した物価高対策について、 下記のとおり、<u>可能な限り年内での予算化に向けた検討</u>を前広に進めていただきますようお 願いします。

また、都道府県におかれましては、庁内関係部局及び貴管内市区町村へもこの旨速やかに 周知いただき、市区町村において対策の早期執行に向けた検討を進めていただくよう周知を お願いします。

なお、重点支援地方交付金の拡充については、今後令和7年度補正予算案が編成され、その後、国会において審議される見込みとなります。詳細については政府における補正予算案の編成過程を踏まえ後日改めて通知いたします。現時点では、今般の経済対策を前提とした準備行為であるため、今後変更があり得ることに御留意ください。

記

- 1. 推奨事業メニューを活用した支援について 今般の経済対策において、推奨事業メニューについては、
 - ○「重点支援地方交付金」では、地方公共団体が行う物価高対策を支援するため、推奨事業メニューとして、
 - ・ 生活者については、小中学校等における学校給食費の支援、プレミアム商品券や地域 で活用できるマイナポイント等の発行による消費下支えの取組やLPガス・灯油使用

世帯への給付等の支援を、

・ 事業者については、特別高圧やLPガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林 水産事業者、地域観光業のほか、医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等 に対し、エネルギー価格や食料品価格等の物価高に対する支援を、

それぞれ示してきている。引き続き、地域の実情に応じて、低所得者世帯や高齢者世帯をはじめ困難な状況にある者をしっかり支えるとの観点から、上記の取組を継続しつつ、従来の生活者支援分・事業者支援分とは別に、いわゆるお米券や電子クーポンをはじめとする食料品の物価高騰に対する支援を措置するとともに、事業者支援分については中小企業・小規模事業者の賃上げ環境の整備のメニューを追加するなど、「重点支援地方交付金」の更なる十分な追加を行う。その際、地方公共団体における水道料金の減免にも対応する。

といった旨が盛り込まれたところです。

また、重点支援地方交付金の活用については、以下の記載が盛り込まれたところです。

- ○賃上げ促進税制を活用できない赤字の中小企業・小規模事業者に対しても賃上げを可能 とする環境を整備する。価格転嫁対策の徹底や中小企業の稼ぐ力の強化、省力化投資支 援等に加え、「重点支援地方交付金」の拡充を通じて、中小企業・小規模事業者が賃上げ や設備投資に踏み出せる環境を整備する。
- ○「重点支援地方交付金」を拡充し、中央最低賃金審議会の目安を超える最低賃金の引上 げが行われた場合の生産性向上等を図るための特別な対応を含め、地方公共団体による、 賃上げを行う中小企業・小規模事業者に対する地域の実情に合った支援を後押しする。
- ○「重点支援地方交付金」を拡充し、賃上げ促進税制を活用できない中小企業・小規模事業者、さらには農林水産業などを支援する推奨事業メニューを設け、地域の実情に合った的確な支援を行う。
- ○「重点支援地方交付金」を活用し、地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する。
- ○当分の間税率の廃止に伴う燃料油価格激変緩和対策補助金の終了により影響を受ける 方々への支援については、「重点支援地方交付金」やその他各業種向けの施策を活用して 行う。

2. 食料品の物価高騰に対する特別加算について

今般の経済対策において、従来の生活者支援分・事業者支援分とは別に、食料品の物価 高騰に対する支援を措置することとされました。これを踏まえ、推奨事業メニューの中で、 市区町村に対応いただきたい必須項目として、「食料品の物価高騰に対する支援についての 特別加算」を設けることとしております。市区町村におかれては、こうした制度趣旨を踏 まえ、生活者に対する食料品の物価高騰による負担を軽減するために必要な支援の実施を お願いいたします。

3. 交付限度額の目安を踏まえた検討について

重点支援地方交付金の追加配分 2 兆円 (うち食料品の物価高騰に対する特別加算: 0.4 兆円) に係る交付限度額は、令和 6 年度の財政力指数の増減が大きい地方公共団体を除き、令和 6 年度一般会計補正予算(第1号)令和 6 年 12 月 17 日限度額通知に係る交付限度額

の【都道府県で概ね240%以上、市区町村で新たに設ける食料品の物価高騰に対する特別加算も含め概ね330%以上】となる見込みです。

各地方公共団体別の交付限度額については補正予算成立を待って正式に通知いたしますが、以上を踏まえ、都道府県及び市区町村におかれましては、早期執行の趣旨を十分御理解の上、上述の交付限度額の目安を参考にしていただき、市区町村における生活者に対する食料品の物価高騰支援の追加的な実施を含め、推奨事業メニューを活用した支援について、地域の実情に応じ、可能な限り年内での予算化に向けた検討を前広に進めていただきますようお願いします。

4. 重点支援地方交付金の対象について

重点支援地方交付金の交付対象事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者(以下「生活者等」という。)の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とします(地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための活用も可能です。)。

具体的には、以下の①から⑩までに掲げる地方単独事業を推奨事業メニューとしてお示ししています。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、地域の実情に応じ、きめ細かな取組を御検討ください。

なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等(法人形態は問わない。) をいうものとします。民間団体のみならず公的団体も対象となります。

【推奨事業メニュー】

<生活者支援>

①食料品の物価高騰に対する特別加算

米などの食料品の物価高騰による負担を軽減するためのプレミアム商品券、電子クーポン、 地域ポイント、いわゆるお米券、食料品の現物給付などの支援

②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援

低所得者世帯・高齢者世帯を対象とした、電力・ガス(LP ガスを含む)や灯油をはじめエネルギー、水道料金等の物価高騰による負担を軽減するための支援

③物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食 費等の支援

※ 低所得のひとり親世帯への給付金等の支援や、こども食堂に対する負担軽減のための支援、ヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

④消費下支え等を通じた生活者支援

物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組や LP ガス・灯油使用世帯への給付、水道料金の減免などの支援

※ 物価高騰の影響を受けた、地域を犯罪から守る活動を行う生活者に対して、安全・安心な地域

の構築に係る費用の負担軽減のための支援も可能。

⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等 への買い換えなどの支援

<事業者支援>

⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備

経営指導員による伴走支援、生産性向上に向けた補助や金融支援、一定以上の賃上げに向けた取組を行う事業者への支援、中央最低賃金審議会の目安を上回る最低賃金引上げを行う地域の事業者への補助、公共調達における価格転嫁の円滑化などの支援

⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)

⑧農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LP ガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援

⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、 省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取 組などの支援

- ※各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方 単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象とします。
- ※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用や、地方公共団体発注の公共調達における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた契約単価の引上げなど価格転嫁の円滑化のための事業も交付対象とします。
- ※②・③等については、NPO法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶ事業、④については、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料の減免による負担軽減及び防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品(ドア、錠など)・固定電話機、防犯カメラ等の設置など防犯対策強化のための取組(青色回転灯等装備車(青パト)の整備への支援、防犯ボランティアへの支援(資器材の購入)、地域社会における闇バイト対策の取組への支援を含む。)に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援、⑧については、漁業者や施設園芸農家など農林水産業者における燃料費の負担軽減なども含みます。

5. 推奨事業メニューの検討にあたっての留意事項について

(各府省庁からの情報提供について)

今般の経済対策においては、「その執行に当たっては、「重点支援地方交付金」が物価高の影響緩和に必要とされる分野に迅速かつ有効に活用されるよう、医療・介護・保育や中小企業、食料といった各行政分野を所管する府省庁が、地方公共団体に対し、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について、優良な活用事例をはじめ必要な情報を積極的に提供し、それらの分野における重点的な活用を推奨するとともに、活用状況を定期的にきめ細かくフォローアップするなど、十分な取組を行う。」旨が盛り込まれたところです。

つきましては、各府省庁において、この後速やかに、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業をはじめとして、都道府県及び市区町村に対して、優良な活用事例を始め必要な情報が提供されますので、1.の検討に当たっては、各府省庁からの通知を参考にしていただき、地域の実情を踏まえつつ、物価高対策として特に必要かつ効果的な分野などについて有効に活用していただくようお願いします。

(事業の対象について)

従前の取扱いと同様に、<u>令和7年度に実施される事業(地方公共団体の令和7年度予算に計上され、実施される事業又は地方公共団体の令和7年度予算に計上された予備費により実施される事業)は、交付決定前に着手した事業であっても対象となる見込みです。</u>

(商品券等の活用について)

商品券等の配布事業については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した地方単独事業に対する会計検査院の指摘事項を踏まえた留意事項等について」(令和4年 11 月4日付け事務連絡)のとおり、換金期限などを適切に定め、未換金があった場合の返還を行えるように制度設計する必要があることから、未換金の返還方法や換金実績の確認方法については、各市区町村で適切なスキームを検討してください。

(事務コストの削減等について)

事業の実施に当たっては、<u>事務コストの削減や速やかな支援の実施が図られるよう工夫</u>してください。

(重点支援地方交付金を活用した旨の明記について)

事業の実施の際には、別添4を参照いただき、<u>国の重点支援地方交付金が活用されてい</u>る旨を明記いただくようお願いします。

6. 地方公共団体における可能な限り年内での予算化に向けた検討状況のフォローアップへ の御協力について

今般の経済対策においては、「経済対策を速やかに執行し、一刻も早く国民へ支援を届ける。」とされたところであり、推奨事業メニューを活用した支援について、前広に実施していただくことが重要です。

今後、内閣府地方創生推進室において、都道府県及び市区町村に対し、可能な限り年内での予算化に向けた検討状況、事業開始予定時期、重点支援地方交付金を活用した旨の明記の有無等について定期的にフォローアップさせていただく予定ですので、貴団体におかれましては、早期執行の必要性について十分御理解の上、フォローアップ等に御協力いただきますようお願いします。

<関係資料一覧>

別添1 経済対策 本文(関係箇所抜粋)

別添2 経済対策 政策ファイル (関係箇所抜粋)

別添3 重点支援地方交付金の追加

別添4 国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記する例

以上

【問合せ先】

内閣府地方創生推進室

e-mail: e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

別添2

価格転嫁の推進

新潟県新潟市 地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の推進(公共調達)

√事業目的:

物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。

√事業概要:

物価高騰による原材料費等の価格上昇に対応するため、長期継続契約にて 委託を実施している公共調達について年度途中で物価高騰に対応する形で労 務費を含めた価格転嫁を実施。(清掃事業者、学校給食の調達等)

√事業実施期間:

令和7年4月~令和8年3月

√事業予算額:

約56,000千円

√執行スキーム:

新潟県新潟市



委託事業者

関連する主な国の支援策等:

- ・よろず支援拠点 価格転嫁サポート窓口 (中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)
- ・パートナーシップ構築宣言
- · 価格交渉促進月間

価格転嫁の推進

北海道清里町 地方公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進(公共調達)

√事業目的:

物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。

√事業概要:

物価高騰による原材料費等の価格上昇に対応するため、公共調達について 年度途中で物価高騰に対応する形で労務費を含めた価格転嫁を実施。 (公共施設運営費等)

√事業実施期間:

令和6年4月~令和7年3月

√事業予算額:

約28,750千円(一部充当)

√執行スキーム:

北海道清里町



委託事業者

関連する主な国の支援策等:

- ・よろず支援拠点 価格転嫁サポート窓口 (中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)
- ・パートナーシップ構築宣言
- · 価格交渉促進月間

伴走支援の強化

埼玉県草加市 事業者伴走型創業・再展開支援強化事業

√事業目的:

物価高騰に直面する事業者等の経営体力の維持・強化を図る。

√事業概要:

商工会議所の相談員を増員し、専門人材による伴走支援体制を構築。事業者の経営体力の維持・強化を図るため、企業に寄り添いながら、事業者の創業、再展開期や事業承継等の事業活動を支援する。

√事業実施期間:

令和6年4月~令和7年2月

√事業予算額:

13,000千円

√執行スキーム:

埼玉県草加市



草加商工会議所

関連する主な国の支援策等:

- ・商工会・商工会議所 巡回指導・窓口相談支援 (事業環境変化対応型支援事業)
- ・よろず支援拠点 専門家による相談対応・伴走支援 (中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)
- ・地方公共団体による小規模事業者支援推進事業(自治体連携型補助金)

省力化・生産性向上支援

大分県 大分県省力化・生産性向上支援補助金

√事業目的:

物価上昇の中で生産性を向上させ賃金を引上げる中小企業等を支援するため、奨励金の支給を行う。

√事業概要:

国の省力化投資補助金(カタログ注文型)や I T導入補助金(インボイス枠インボイス対応類型)を活用して省力化や生産性向上に取り組む中小企業・小規模事業者等の負担を軽減しDX投資を促進するため、事業実施主体が要する経費に対し、補助金を交付。

√事業実施期間:

令和7年4月~令和8年3月

√事業予算額:

64,000千円

√執行スキーム:

大分県



補助金事務局



採択企業

関連する主な国の支援策等:

- ・IT導入補助金、ものづくり補助金、持続化補助金
- · 新事業進出補助金 (中小企業新事業進出促進事業)
- · 省力化投資補助金(中小企業省力化投資促進事業)

経営構造転換の促進

<u>長野県</u>

中小企業経営構造転換促進事業

√事業目的:

引き続き業況が厳しい中小企業の持続可能な経営形態への転換を促進し、 昨今の社会経済変化への対応や競争力強化への取組を支援する。

√事業概要:

原材料価格等の高騰により厳しい経営状況にある県内中小企業の競争力を 強化するため、国の生産性革命補助事業への県単独の上乗せ補助を拡充(補 助対象枠・採択可能件数の拡充)

√事業実施期間:

令和7年4月~令和8年3月

√事業予算額:

約170,000千円

√執行スキーム:

長野県 (現地機関)



採択企業

関連する主な国の支援策等:

- ・ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金
- ・新事業進出補助金(中小企業新事業進出促進事業)
- ·省力化投資補助金(中小企業省力化投資促進事業)

金融支援

神奈川県川崎市 信用保証料補助金

√事業目的:

物価高騰等による影響を受けている中小企業者等の資金繰りの円滑化を図るとともに、金融機関が伴走型での支援を実施することにより、経営の安定や収益力の改善を図る。

√事業概要:

市融資制度の「伴走支援型経営改善資金」「伴走支援型経営力強化資金」の信用保証料を補助。

√事業実施期間:

令和6年4月~令和7年1月

√事業予算額:

約162,000千円

√執行スキーム:

神奈川県川崎市



川崎市信用保証協会

関連する主な国の支援策等:

- ・経営改善サポート保証(中小企業信用補完制度関連補助事業)
- ·協調支援型特別保証(同上)等

一定額以上の賃上げに向けた取組支援

群馬県 ぐんま賃上げ促進支援金

√事業目的:

物価上昇を上回る賃上げを実現することに加え、県内中小企業の稼ぐ力の強化や生産性向上を支援し、継続的な全国トップクラスの賃上げを目指す。

√事業概要:

従業員の賃金を一定額以上引き上げた場合、一人当たり3万円又は5万円の 支援金を支給する。支給対象は、パートナーシップ構築宣言を要件化。

√事業実施期間:

令和7年4月~令和8年3月

/事業予算額:

2,700,000千円

√執行スキーム:

群馬県



補助金事務局



採択企業

関連する主な国の支援策等:

- ・パートナーシップ構築宣言
- ・商工会・商工会議所 巡回指導・窓口相談支援 (事業環境変化対応型支援事業)
- ・よろず支援拠点 専門家による相談対応・伴走支援 (中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業)

最低賃金引上げへの対応

佐賀県 佐賀型賃金upプロジェクト 中小企業生産性向上支援補助金

√事業目的:

原材料やエネルギー価格の高騰、人材不足など厳しい経営環境の中で、県内中小企業の生産性向上を図るために実施される補助制度。デジタル技術を活用した業務改善や、生産効率の向上、新商品の開発、販路拡大など幅広い取り組みを支援することで、企業の収益力向上に寄与。

√事業概要:

- ①~③の全ての項目を満たす事業者に対して、設備投資等に要する費用の 3分の2を補助(上限あり)。
- ①令和5年10月15日から令和7年11月30日までに、事業場内最低賃金を5%以上引き上げ、引上げに伴う賃金を支給していること。
- ②令和6年10月17日までに事業場内最低賃金を956円以上にしていること。
- ③いずれの時点においても佐賀県の地域別最低賃金を下回っていないこと。

√事業予算額:

約250,000千円

※令和7年9月補正予算で実施。

√執行スキーム:

佐賀県



補助対象事業者

総行行第513号 総行経第62号 令和7年11月21日

略

各都道府県財政担当部長 各都道府県行政改革担当部長 各都道府県契約担当部長 各都道府県市区町村担当部長 各指定都市財政担当局長 各指定都市行政改革担当局長 各指定都市契約担当局長

総務省自治行政局行政課長 (公印省略) 総務省自治行政局行政経営支援室長

(公印省

物価上昇を踏まえた地方公共団体の発注における価格転嫁の徹底及び 重点支援地方交付金の活用について(通知)

政府においては、賃上げが物価上昇を上回る状況を実現し、家計の実質所得を確保することが喫緊の課題であるという認識のもと、企業が継続的かつ安定的に賃上げできる環境を整えるため、「官」が先導して取組を進める観点から、官公需の価格転嫁の徹底を図ることとしています。

総務省においては、「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた 更なる取組について(通知)」(令和7年6月26日付け総務省自治行政局行政課長、 行政経営支援室長通知)等により、地方公共団体の発注における適切な価格転嫁を実 現する観点から、地方公共団体の入札・契約手続において留意いただきたい事項をお 示しし、適切な価格転嫁に向けた一層の取組を行っていただくよう周知してきたとこ ろです。

本日閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策~日本と日本人の底力で不安を希望に変える~」(以下「総合経済対策」という。)において、「国又は地方公共団体は、単価、発注における予定価格等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるよう、必要となる予算を確保するとともに、「重点支援地方交付金」を活用し、地方公共団体の公共調達における労務費を含めた価格転嫁の円滑化にも対応する」ことが決定されました(別添1:総合経済対策(抜粋))。

貴職におかれましては、改めて、下記事項に留意の上、地方公共団体の発注における価格転嫁の取組を徹底していただくとともに、別添2の「重点支援地方交付金」を

活用した公共調達における価格転嫁促進の事例も参考としながら、重点支援地方交付金の活用及び可能な限り早期の予算化をご検討いただきますようお願いします。また、事業の実施の際には、国の重点支援地方交付金が活用されている旨を明記いただくようお願いします。

今後、重点支援地方交付金を活用した支援状況について、フォローアップを実施させていただく予定ですので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。

各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対しても、この旨周知願います。

なお、別添3のとおり、関係省庁から各都道府県商工担当部局に対して、中小企業・小規模事業者に対する賃上げ支援策に重点支援地方交付金の活用を検討するよう依頼がなされています。貴職におかれましては、効果的な施策が講じられるよう、商工担当部局と連携して対応いただきますようお願いします。

重点支援地方交付金の拡充については、今後令和7年度補正予算案が編成され、その後、国会において審議される見込みとなります。詳細については政府における補正予算案の編成過程を踏まえ後日改めて通知いたします。現時点では、今般の経済対策を前提とした準備行為であるため、今後変更があり得ることに御留意ください。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく 技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1. 地方公共団体の発注に当たっては、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、必要な予算額を確保した上で、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成を行うこと。また、ビルメンテナンス業務については、「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」(令和7年9月5日付け総務省自治行政局行政課長通知)も参考に、予定価格の作成を行うこと。
- 2. 低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適切に活用することは、契約内容の適正な履行の確保はもとより、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁を担保するものであることから、原則として全ての請負契約において制度を導入することを検討すること。
- 3. 最低賃金の改定や資材価格の高騰など実勢価格の変化に応じた契約期間中における 契約金額、指定管理料の変更を適切に実施すること。また、当該変更についての条項 (スライド条項等)をあらかじめ契約に定めることについても、積極的に検討された いこと。
- 4. 重点支援地方交付金については、上記1. の入札時や3. の契約変更時において、

当初の予算で想定していなかった労務費等の実勢価格の上昇を踏まえた価格分の上乗せを行うなど、地方公共団体が発注する請負契約における労務費(実質的な賃上げにつながるもの)を含めた価格転嫁の円滑化のために活用可能となる見込みであることから、同交付金の活用及び可能な限り早期の予算化を積極的に検討されたいこと。

5. 上記のほか、令和8年度の予算編成においては、実勢を踏まえた適正な労務単価や 資材価格反映した予算編成となるよう、予算編成に関する具体的な方針を定め、その 旨を公表するとともに、議会に対しても適切に説明を行うこと。